

第4回市議会定例会が閉会

6月1日に開会した市議会第4回定例会は、6月22日に閉会しました。今議会では、補正予算など市長から提出された案件が次のとおり報告・承認・可決されました。

なお、条例案件2件（*）は継続審査となりました。

主な案件

●報告案件（8件）

▽継続費繰越計算書（一般会計）ほか

●条例案件（8件）

▽高山市白川村公平委員会委員の職務の宣誓に関する条例等の一部改正

▽市税条例等の一部改正

▽市手数料条例の一部改正

▽市認可外保育施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

▽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

▽飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正

▽市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正（*継続審査）

▽市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正（*継続審査）



●事件案件（3件）

▽人工降雪機2台取得
▽スクールバス1台取得
▽清見中学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約の締結

●予算案件（2件）

▽令和3年度高山市一般会計補正予算の専決処分
▽令和3年度高山市一般会計補正予算

問合 議会事務局 ☎35-3152

FAX 35-3170

広報ID 1014907

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

◆保険証を更新

8月1日からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。白色の封筒で「簡易書留郵便」にてお届けします。



▶新保険証は薄いあざき色です。

◆保険料額の決定通知書を送付

7月中旬にお送りしますので、ご確認ください（6月以降の加入者へは、8月以降に送付します）。

また、納付書が同封されていた方は、期限までに保険料を必ず納めてください。年金天引きによって保険料を納めている方は、□座振替に支払い方法を切り替えることもできます（変更の問合せは市民課へ）。

◆保険料の決め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じた負担する「所得割額」の合計額とな

り、個人ごとに計算されます（所得に応じて軽減措置がありますので、9ページの「所得による保険料軽減」をご覧ください）。

また、加入の前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担がなく、均等割額も加入後2年経過するまでは5割軽減されます。ただし、低所得者の軽減にも該当する方は、いずれか大きい軽減が適用されます。
*被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合の公的医療保険の総称です。

保険料 100円未満切捨て 限度額 64万円/年		均等割額 44,411円/人	+	所得割額 総所得金額等-43万円 ×8.55%
--------------------------------	--	-------------------	---	-------------------------------

◆保険料の減免

災害・失業・低所得などで保険料を納めることが困難な時は、申請により保険料の納付猶予や減免ができる場合があります。ご相談ください。

問合 市民課 ☎35-3137

〒583-0871 岐阜県後期高齢者医療広域連合
☎058-3387-6368